

9月議会／一般質問

高齢者の孤立化が招く猫の多頭飼育の防止と、立ち直り支援策を！



飼い主のいない猫問題の解決に取り組んでいるボランティアの方々からは、猫の多頭飼育に関する相談も少なくありません。特に、高齢者の一人暮らしにその傾向が見受けられ、健康状態の悪化や生活破綻をきたしている例もあることから、高齢者福祉と地域猫ボランティアとの連携を求めました。

池田 2016年に動物愛護管理センターが居宅介護支援事業所を対象とした猫の多頭飼育に関するアンケート調査を行っているが、その調査の目的、主な調査内容について尋ねる。

保健福祉局長 居宅介護支援事業所の利用者における猫の多頭飼育状況を把握する目的で、猫を飼育している世帯数、飼育頭数、周辺住民からの苦情の有無などを調査した。

池田 事業所利用世帯のうち猫を飼育している世帯数、そのうち多頭飼育をしている世帯数を問う。

保健福祉局長 19,032世帯回答のうち、645世帯が猫を飼育している。5頭以上飼育は67世帯、うち10頭以上の飼育は22世帯。

池田 猫の多頭飼育をしている人の中には、住人の健康管理の不安があったが、猫問題解決ボランティアが声掛けとサポートをしてうまくいったケースもあったと聞く。どのように対応されたのか。

保健福祉局長 地域ケア会議に獣医師やボランティアが参加し、猫の飼育に関する専門的な助言を活かした個別支援の検討と実践を行っている事例がある。その結果、室内の衛生状況の改善だけでなく、本人の健康状態や生活意欲の改善につながっている。

池田 多頭飼育に至った背景は様々だが、自力でそこから抜け出すのは容易ではない。高齢者の健康保持や生活再建のために、福祉や環境改善の観点から行政が関わりながら改善をすることが必要だと考える。今後、どのように取り組んでいくのか。

保健福祉局長 多頭飼育のために、室内の衛生状況やペットの健康状態の悪化をはじめ、高齢者が必要な治療や介護を受けることができないという状況に陥らないよう、ボランティアや関係団体等の連携により状況が改善した事例を、地域包括支援センターの連絡会議や地域ケア会議、ケアマネジャーの研修会などにおいて周知を図ることにより、相談・対応の連携の輪を広げていきたい。

会計年度任用職員の導入について

2017年5月、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が成立し、2020年4月1日より、新たに「会計年度任用職員制度」を創設し、臨時・非常勤職員等が移行されます。現在、福岡市においても制度設計が進められています。公務で働く臨時・非常勤職員は、「官制ワーキングプア」と呼ばれる状況であることから、先の3月議会に引き続き、今後のスケジュール、正規職員に勤務実態が近い嘱託員の正規化、昇給問題等々、勤務条件の改善や同一労働同一賃金の考え方を原則とするよう求めました。



池田 市役所で働く嘱託員・臨時的任用職員について、職員の任用根拠と合わせ、5月1日現在で何人いるのか尋ねる。

総務企画局長 5月1日現在 ○嘱託員2,836人(地方公務員法第3条第3項第3号)、○臨時的任用職員1,521人(地方公務員法第22条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号)

池田 嘱託職員の雇用期間を定めた有期雇用が、専門職としての継続雇用を阻んでいる。再度の任用に当たっては任用制限

を設けないなど、専門性の維持に努めるよう要望する。さらに、報酬や賃金の設定に当たっては、同一労働同一賃金の考え方を原則とするとともに、前歴換算・昇給などの仕組みも導入すべきと考える。併せて、法で認められることとなる期末手当については確実に支給されるよう要望しておく。採用方法や、再任用の際に新たな任期と前の任期との間に空白を設ける「空白期間」についても課題がある。これらの課題も含め、現在の勤務労働条件を低下させることはあってはならない。そのためにも、職員団体の意見も十分に聞きながら、制度設計を行うべきと考えるが、所見を問う。

総務企画局長 会計年度任用職員の勤務条件について、職員団体等と意見交換会を実施している。必要に応じて職員団体等の意見も聞きながら検討を行い、適切に対処していく。

池田 非正規公務員の仕事は、もはや補助的や臨時的なものではなく、公共サービスの基幹的業務を担う存在になっている。非正規公務員については、この間、「官制ワーキングプア」として社会問題ともなっている。今回の法改正は、臨時・非常勤職員と正規職員との格差を埋めるチャンスとも言える。

会計年度任用職員の勤務条件等について、どのように検討を進めていくのか、所見を問う。

総務企画局長 会計年度任用職員の勤務条件等については、地方

公務員法に則り、国が示した運用の考え方を参考に、他都市の状況等も踏まえながら検討を行い、適切に対処する。

「部落差別解消推進法」福岡市の具体的施策について

昨今、新たな人権課題も増え、「同和問題」の講演会や学習会が少なくなりました。では、「部落差別はなくなった」のか？「NO!」です。国会で今日的な部落差別の存在を認め、2016年12月「部落差別解消推進法」が施行されました。更には、福岡市は2017年12月に「人権問題に関する市民意識調査」を実施し、その分析結果では、未だに結婚差別や社会における偏見意識などがあることが明らかになりました。また、10月14日開催の「ハートフルフェスタ」が今年度から規模が縮小・分散化されたことを危惧し、人権・同和施策について質しました。

池田 「ハートフルフェスタ福岡2018」が、本年度は昨年までのフェスタと内容が大きく変更されている。何がどのように変わったのか。

市民局長 平成10年度から実施。22年度からは市役所西側広場を主会場に「1日間の人権啓発イベント」として開催してきた。第21回目の今年度は2会場で開催。10/14(日)は「エルガラ・パサージュ広場」で、「市民が身近に人権問題に触れる場」として開催予定。11/9(金)～11(日)の3日間は「あいれふ」で、「市民がじっくり人権問題を考える場」として開催予定。

池田 どのような理由で変更されたのか。

市民局長 市役所西側広場での開催は、開催経費の高騰により内容充実ができず、また、雨天などのリスクも増大している状況もあり開催会場を変更。2会場・4日間の日程で、内容を充実させることが可能となることから、実行委員会で新たな開催場所・内容が決定されたもの。

池田 来場者数と、人権団体による活動紹介の「交流ブース」などの参加団体数について尋ねる。

市民局長 ●来場者数、交流ブース・物販参加団体数

区分	来場者数	交流ブース・物販参加団体数
平成21年度	(市役所広場開催前年度) 約5,700人	57団体
平成27年度	約22,000人	68団体
平成28年度	約19,000人	63団体
平成29年度	約21,000人	66団体

●今年度の交流ブース・物販参加団体数(予定)

区分	交流ブース・物販参加団体数
平成30年度	延べ48団体

池田 来場者数、参加団体の増加に表れているように、市役所西側

広場開催が人権啓発の役目を大いに果たしてきた。これまでも天候不安と経費節減の課題はあった。突然の変更は人権のまちづくりと逆行するものであり、納得のいくものではない。多くの市民が参加でき人権を身近に感じられ、人権団体の活動紹介や交流が可能となる市役所西側広場で開催すべきである。

池田 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」で、「差別は厳しい・多少差別はある」と回答した市民はそれぞれ何%か。

市民局長 「結婚の面」41.4%、「社会における偏見意識」37.9%、「進学などの教育の面」10.9%、「就職などの面」25.6%、「家や土地の購入の面」29.3%、「インターネットへの書き込み」23.3%、「生活環境面」20.8%、「日常の付き合いの面」17.6%

池田 「部落差別解消推進法」の目的、概要について問う。

市民局長 現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的としている。国と地方公共団体が適切な役割分担のもと、部落差別の解消に関する施策を講ずること、相談体制の充実を図ること、教育及び啓発を図ること、国は部落差別の実態に係る調査を行うことを規定している。

池田 法の周知を徹底すべき。啓発チラシは、法律の条文と文字ばかりの説明からなっており、読もうとは思えないチラシである。イラストを交え、法律の趣旨を理解しやすいような、チラシの作成を要望する。

「部落差別解消推進法」の施行を踏まえ、福岡市における部落差別解消にかかる高島市長の意気込みを尋ねる。

高島市長 人権問題については、パートナーシップ宣誓制度の導入や、障がい者差別解消条例の制定など人権を尊重し人の多様性を認め合うまちの実現に向け、あらゆる人権問題の解決に向けた取り組みを進めているところである。同和問題についても、部落差別の解消の推進に関する法律及び付帯決議を踏まえ、引き続き福岡市人権教育・啓発基本計画に基づき、解決に向けた取り組みを進めていく。

※10月決算特別委員会の報告は、別紙をご覧ください。

福岡県の最低賃金
2018.10.1～
2019.9.30 **814円/時給**

正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適応されます。確認しましょう！

弁護士による
無料法律相談を
行っています

- 日 時/毎月第4水曜日 17:00～19:00
- 場 所/池田良子事務所
弁護士:津留雅昭 市議会議員:池田良子

※どなたでも、お気軽にご相談ください。秘密厳守。
事前にお電話でご予約ください。

いけだ良子事務所

〒819-0043
福岡市西区野方2丁目13-3
tel:092-812-3447 fax:092-812-3449
http://www.ikedayoshiko.com
nukumori_anshin06@yahoo.co.jp

